

平成26年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成26年12月26日（金）午後8時

場所：市役所庁舎10階 第5会議室B

□会議次第

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成26年度第2回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 第四期帯広市障害福祉計画(原案)について
- (3) その他

3. 閉 会

□配布資料

- 資料1 平成26年度第2回障害者支援部会会議録
- 資料2 第四期帯広市障害福祉計画(原案)(概要版)
- 資料3 第四期帯広市障害福祉計画(原案)
- 資料4 アンケート調査結果

□出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 (10名中9名出席)

細川吉博委員(部会長)・畑中三岐子委員(副部会長)・田中利和委員・鈴木捷三委員・
松岡正行委員・島田朋奈専門委員・丸山専門委員・白木喜子専門委員・坂村堅二専門委員

□事務局

下野一人障害福祉課長・藤田末広身体障害者福祉司・鳥本貴敬障害福祉課長補佐
村田香史主任・須永幸乃子育て支援課長補佐

平成26年12月26日（金）午後8時

【開会】

事務局

皆さん、おばんでございます。ちょっと時間より早いですけれども、先の障害者支援部会が早く終わりましたので、皆さんも揃っておりますので、これから始めたいと思います。それでは、本日は眞田委員が欠席となっております、障害者支援部会員、10名中9名の方が出席となっておりますので、本日の会議は成立しております。次に本日の資料ですが、事前に資料1、資料1とは書いていないんですけれども、平成26年度の第2回障害者支援部会の会議録、資料2としまして、第四期帯広市障害福祉計画原案の概要版、資料3としまして、第四期帯広市障害福祉計画の原案、資料4としまして、アンケート調査結果の概要版、を送付しております。皆さん、不足しているものは、ございませんか？なければ、議事に入りたいと思うんですけれども、議事の進行を、部会長、よろしくお願いいたします。

部会長

それでは、会議に入らせて頂きます。会議の（1）議事録、平成26年度第2回障害者支援部会会議録の確認についてでありますけれども、前回の会議でございますが議事録をご確認頂きたいと思っております。この議事録はこの場でご確認頂いたのち、公開される予定となっておりますが、議事録につきまして何か訂正箇所、ご質問、ご意見などございますでしょうか？

委員

ありません。

部会長

これの中に個人の名前がちょっと出てきているところがありますよね。個人の名前が出ないということですよ。それだけちょっと確認して頂ければと思います。他にございますでしょうか？

委員

ありません。

部会長

よろしいですか？それでは本件につきまして以上で終わらせて頂きます。

部会長

次に（2）第四期帯広市障害福祉計画（原案）につきまして事務局より説明がございます。お願いします。

事務局

それでは私から説明をさせて頂きたいと思えます。第四期帯広市障害福祉計画原案に基づく説明をさせて頂きたいと思えます。まず、捲って頂きまして目次があります。まず、1ページお開き下さい。第1章、計画の基本的事項ということになっております。1ページ目には計画策定の背景と趣旨を記載させて頂いております。1-2として計画の性格を記載させて頂いております。このなかに今期第三期までは含まれていなかった障害者に対するサービスについても、第四期には盛り込んできております。これは国の指針に基づいてきておりますので、こちらに基づいて記載をしております。

2ページ、計画の期間となっておりますが、平成27年度から平成29年度までの三年間としております。今回の計画から、計画に盛り込んだ事項につきまして、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は計画を見直す場合があると記載をさせて頂いております。この部分の調査・分析という部分につきまして、この障害者支援部会で諮っていきたいと考えております。下の表なんですけれども各期ごとの、国の指針のポイントを記載させて頂いております。めくりまして3ページ、4ページにつきましては帯広市障害者計画と帯広市障害福祉計画の関係を図によって示させて頂いております。4ページ、説明させて頂きたいと思うんですけれども、帯広市ではまず第六期の帯広市総合計画がありまして、その中に障害者の福祉の推進という形で障害の施策を進めさせて頂いておりますが、それにあたりまして第二期帯広市障害者計画を策定しまして、施策を進めさせて頂いております。この中のまず3番目の生活支援の充実、4番目の相談支援と情報提供の充実、7番目の社会参加と地域生活支援の充実、8番目の就労支援と日中活動の充実、この4つの項目を特化したものに対して、数値目標とサービスの見込み量を立てまして、それを確保するための方策をたてるものが帯広市障害福祉計画になっております。この障害福祉計画は全体で第1章から第7章までの構成となっております。

続きまして6ページ、第2章の障害のある人の状況とサービス利用の現状となっております。まず障害のある人の状況なんですけれども、身体障害・知的障害・精神障害3障害を合わせまして、12,136人となっております。

8ページなんですけれども、平成25年度から障害福祉サービスには難病の方も対象になっているんですけれども、難病の患者数につきましては把握困難な状況ということですので、今回この二重線で囲まれたところに障害者総合支援法による障害者の定義という部分で載せさせて頂いております。

続きまして、9、10ページ、第3章、これまでの計画の取組みの点検及び評価という部分になります。この後に12ページに第三期の数値目標の結果が出てくるんですけれども、この結果を数値目標を達成するために、第三期では施設等からの地域生活の移行の促進、就労支援の評価、相談支援体制の充実という部分を重点項目として取り組んできております。数値目標の結果等から考えまして、それぞれの目標につきましては進んできていると捉えております。

12ページの数値目標の点検と評価という部分になりますが、まず施設入所者の地域生活への移行という部分では、表の上、施設入所者の地域移行への移行者数では、計画28人に対しまし

て、実績は平成25年度末までで22人となっております。26年度を含めまして、ほぼ達成できるだろうと見込んでおります。逆に年度末時点での施設入所者数の削減という数字では、当初目標255人に入所の利用者数を削減する目標でしたが、実績としまして312人となっております。これは障害のある人や介護者の高齢化に伴い新たな入所者もいる事から、今後目標を達成する事が難しい状況と考えております。続きまして2番目の入院中の精神障害者の地域生活への移行ですが、平成26年度までで8人を地域へ移行するという目標でしたが、平成24年6月時点で4人という厚生労働省の調査結果が出ておりまして、実際にはまだ数値等については分からないんですけども、病院関係者等とか事業所との関係所等から聞き取りから判断しますと、この目標も達成出来るだろうと見込んでおります。

続きまして13ページ、福祉施設から一般就労への移行促進等という部分につきましては、目標数値が57人に対しまして25年度末までで47人となっております。過去2年間の実績から考えますとこの57人も目標は達成出来るだろうと考えております。下の福祉施設利用者のうち就労移行支援事業を利用する人数なんですけども、計画154人に対しまして62人という実績になっております。利用する人数は、実績は増えてはきてはいるんですけども、事業所等がまだまだ不足しているという事から等から、この部分につきましては、目標はたぶん難しいというふうには見込んでおります。また、就労継続支援事業利用者のうちA型事業を利用する人数につきましては計画111人に対しまして25年で115人となっておりますので、この分につきましては最終的にも計画目標は達成出来ると思っております。

14ページから18ページ、19ページまでは障害福祉サービスの必要見込み量の点検と評価、地域生活支援事業の実施状況の点検と評価を記載させて頂いております。それぞれ順調に利用については伸びていると捉えております。

続きまして20ページ、第四章の計画の基本方針となっております。こちら23ページに数値目標が出てくるんですけども、この数値目標を達成するために、第三期に引き続き、施設などからの地域生活への移行の促進、就労支援の強化、相談支援体制の充実というものを引き続きまして重点項目と掲げております。更に、障害者差別解消法などの障害者理解の施策の促進を進めていくという部分からこの重点項目を推し進めていこうという考え方です。22ページのこちらの図にプラス、ハートを更に付け加えさせて頂いております。

続きまして、23ページの平成29年度の数値目標となっております。こちらは国の指針に基づきまして、数値目標を立ててきております。まず、施設入所者の地域生活への移行という部分で、地域生活の移行者の増加という部分では、平成25年度末の施設入所者の12パーセントという国の指針に基づきまして最終的には37人と設定をしております。②の施設入所者の削減につきましては、平成25年度末の入所者数の4パーセントにあたる人数を削減となっておりますので、12人を削減しまして29年度末で300人という目標数字を設定してきております。2番目(2)の入院中の精神障害者の地域生活への移行ですが、こちらは国の指針では24年6月末時点の長期在院者数の18%を削減となっておりますので、帯広市では65人、精神障害者長期在院者数を減らすという目標を設定させて頂いております。(3)福祉施設から一般就労への移行ですが、こちらは平成24年度の一般就労の移行実績の2倍以上を平成29年度の人数という

形で46人と設定させて頂いております。この第四期の計画期間3年間で全体で120人という数字を設定させて頂いております。

続きまして25ページからになります。第5章の障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策になります。これは数値目標を達成できるように、あと第一期から第三期までの実績とアンケート調査からの利用者からのニーズなどを勘案しまして、各サービスの量を策定させて頂きました。

29ページになります。障害福祉サービスの確保のための方策という部分で、まず(1)のサービスの提供基盤の整備という部分で、上から4行目。「また施設や病院などからの地域移行を進めるため」という部分、移行の部分ですけれども、アンケート調査結果や市民との意見交換会などからの意見のありました地域生活支援拠点という部分に関しましての必要な機能とか、その整備につきまして、北海道などと協議をしながら、この3年間で設置に向けての協議の検討をしていきたいと考えています。この地域生活支援拠点とは何かと言いますと、例えば、この米印に書いてあるんですけれども、グループホームや障害者支援施設等に地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整とか、夜間、休日を含めた緊急時の相談などに対応するコーディネーターを配置したり、緊急的な受け入れや地域での一人暮らしに向けた体験宿泊などを提供する施設と記載しております。この辺の必要な機能につきましても今後、自立支援協議会とかこちらの障害者支援部会とか北海道とかで協議をしながら、その機能についてもお話、検討していきたいと考えております。

続きまして、30ページ、第6章の地域生活支援事業の見込み量と実施のための方策という部分につきましても目標数値等の設定、達成数、達成できるように、こういった部分の必要量を見込んできました。

続きまして、35ページ、第7章計画推進の体制につきましては、第三期障害福祉計画と同様に、健康生活支援審議会の障害者支援部会と、地域自立支援協議会の二つに諮りながら、計画を進めていきたいと考えております。

続きまして37ページから、資料としまして、第四期障害福祉計画策定経過と38ページからは、アンケート調査をこの計画の策定に踏まえて実施しましたので、その結果をまとめて載せてきております。説明は以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明につきましては何か、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。ご意見等ありましたらお願いします。

委員

はい、いいでしょうか？

部会長

はい、どうぞ。

委員

6ページなんですけども、先程の説明の中で知的障害者、精神障害者、年々増加しているというお話がありましたが、この内訳ってどうか、18歳未満の児童生徒の傾向はどうか、もし分かれば教えて頂きたい。

事務局

18歳未満の部分で言いますと、平成23年度が、療育手帳のAとB両方合わせまして、393人。平成24年度が416人。平成25年度が436人という形になっております。大体、年間20名弱程度ぐらいの増、となっております。

部会長

よろしいですか？

委員

はい。

部会長

他にございますでしょうか。はいどうぞ。

委員

自分達のことになってしまうんですけど。この42ページの意見交換会で出された課題とニーズのところなんですけど。8のコミュニケーション支援のところ、集団補聴システムってどうか、移動のループのことをこの間の市議会の中でも、佐々木議員から質問があったと思うんですけど。私ちょっと、時間的に聴けなかったんですけど、ここの話はどんなことになっていましたでしょうか。

事務局

その補聴器システムの関係そのものが、直接この障害福祉計画の中には出てはこないんですけども、今後、障害者差別解消法という法律も平成28年の4月からも施行されるということもありますので、そういった合理的配慮の中で、ループの設置についてはちょっと検討していくという話で、保健福祉部長から佐々木議員に答弁があったと認識しております。

委員

はい。ありがとうございました。

部会長

他にございますでしょうか？はい、どうぞ。

委員

児童発達支援で実際に国の動きと、あと道の動きと、市の動きで、網羅されてるのかどうかちょっと分からなかったものですから、実際に国も障害児を持った親の為の子育て支援、その為のペアレントメンター養成を国も道もやっているのですが、市としてはどう考えているのかお聞かせ願いたいのと、あと実際に全道・道東を回りながら児童発達支援で評価が出来ているのかどうかってことなんです。

アセスメントの上で計画・相談があって、きちんとプログラムを組んでいくというところがあるもので、そこをやられてるのかどうかというところを、もしやられてなければそこを市としてどう考えていくのか明記して頂けるといいなと思います。あと前回の記録でもちょっと出てたんですけど、障害者の虐待をどう考えていくのか。具体的にもっとやっていかないと難しいのかなとは思ってます。実際にリーフレットだけで障害者の虐待がっていうことをやってもなかなか虐待は難しいのかもしれないなあというのはすごい感じるんです。今ちょうど国も強度行動障害の研修を始める、北海道も2月にも16・17、あと5月に2回、基礎編やるんですけど、そのあと実践研修というところで、それは多分福祉施設、あるいは色々な事業所、就労Bとか、色々なところが出来てきているので、多分その辺のところでも上手く対応が出来ない方の支援をとってきた時、当然虐待はありうるなあと思うのです。その具体的な施策をどうとっていくのかというのはすごく大事な所なので、そこをどう考えていくのか、何かお考えがあればお聞かせ頂きたいんですけども。

事務局

まず私の方は、障害者の虐待の部分を実際この障害福祉計画というよりも障害者計画の施策の中で進めていく事になると思うんですけども、やはり市に報告とか、電話対応であっただけの件数しか今の所わかってはいない、件数的にはそういった話になってくるのですけども、やはり今後そういう事業所とか、そういった所に対しての虐待防止のための研修というのはやはりやっていかなきゃダメだろうとは考えております。そこは振興局の方も同じように考えていますので、そういった形で事業所とかそういうサービス管理者に向けての研修会を北海道でも開いていくと考えておりますので、市としても機会がある毎に、事業所の説明会とか、相談支援事業者の説明会とか開きますので、そういった場面を設けてというかそういう場面を利用して、虐待の部分の研修はどんどんやっていきたいなと考えております。

委員

実際に障害者といってもなかなか教育の現場の中でもどうかなあという、ちょうど先週もあったんですよ、茨城県で。特別支援学級の先生が子供に体罰を加えているっていう。もうそんな現状がもうどこでもありうるんだろうと思うんです。実際にそこまでの資質があるかどうかっていうのと、教育現場の中での研修なんかも多分されてないんだろうなと思うんですよね。その辺からもう始まっていくので、出来ればその辺も教育としっかりと連携を取りながら計画の中に盛り込んで頂けるといいかなと思います。よろしくお願ひします。でもフォローアップも道東何箇所

かでやると思うので、そういう時はまたご案内来るかなと思うんですけど、是非多くの方に参加して頂けると。

事務局

はい。事業所等にもちょっと参加の要請はしていきたいと思います。

委員

あとペアレントメンターの方はどうでしょうかね？

事務局

ペアレントメンターに関しましては、すぐにここで活躍して頂くというようなところではまだない状況なんですけど、ペアレントメンターの資格を取られた方と連携をとりながら、相談したり、親同士、親の悩みを聞いてもらいたいという方を是非つなげていきたいなというふうに考えております。

委員

計画の中ではもってくるのでしょうかね？ペアレントメンターというのは。具体的に。

事務局

障害福祉計画そのものが、先ほども説明しましたけども、この数値目標を色々立てているんですけども、それを達成するための重点項目という部分ってなっているもので、この計画そのものには載ってこないんですけども、障害者計画、おおもとの計画の中には確かその部分とかは載せてあったはずですので、その計画に基づいて施策は推進していくということになると思います。

委員

なかなか載っけても推進されてこないの、多分二年前ぐらいはペアレントメンターを持ってたんですよね。でも、なかなかそれが市として動いてくるのかどうかというところ。多分、子育て支援にとっても影響がでてくるだろうと思うんですけど、その辺をやってかないとなかなか難しいのかなというのがちょっとあったもんですから、是非、そこを充実させて頂きたいなって。多分、障害者計画の中でも、児童発達支援の評価についてもそうなんですけども、全道域で調査して頂いて、どういうアセスメントですね、一歳半検診、三歳児検診もそうなんですけど、その発見がその障害者計画の中にどういうツールをつかうのかとか、そこも出てきてないので、できれば具体的にどう市として取り組んでいくのか、その辺も明記して頂けると。多分、そのあと、協議会に出てきたアセスメントなんかも、意見もあつたんですけど、特別支援とか、なんかの充実みたいところが出てきたので、なかなかその辺は出来てきているとはいえ、なかなかそういうのが難しくなってきたりしている状況ではあるのかなと思うので、是非その辺のところを推進して頂け

るといいかなって思います。

部会長

よろしいでしょうか？ほかにございますでしょうか？

委員

障害者総合支援法の中の障害者の中の難病にあたる人たちの人数の把握が難しいということで、ちょっとこの第四期の計画の中で、人数の把握ですとか、それにかかるアンケートだとか、そのニーズを把握するための方策ってのはなかなか、まだ、今回ちょっと難しいのかもしれないんですけども、次回とか次期に向けた形でなんか把握するための方策というか、やっついていかないと、どうしても難病の方のそのニーズというものがこういう計画のなかで反映できなくなってしまうと思うので、なんかいい方法とかないのですか？

事務局

難病の方のサービス利用にあたっては、一番の情報源というのがお医者さんなものですので、とくに総合病院を中心にですね、厚生病院とか、協会病院とか、第一病院、あと北斗。この四つの病院を中心に、こういうサービスがあって、こういう手続きで利用できますというような周知のチラシは、そっちの病院には中心的には置いてきてるんです。また、この一月から難病の対象も増えるもので、同じように引き続きそういった形で周知の拡大はしてはきているのですが、実際25年度でもですね、サービスを利用したっていうのが、本当の一桁の人数だったので、中には、やはり難病持たれてても身体障害者の手帳を持たれている方とかいうのが、多いことも、実際サービスの利用がないという一つの要因なのかなとは思っておりますけれども、そういった部分の協力を求めるのはやはりお医者さんしかいないのかなとは思って、病院等と連携をはかりながら協議をしていかなければいけないのかなと思っています。

部会長

実際に難病を持っている人は、身体障害を持っている、私達の考え方には、基本的には。難病だけで終わる人とか、例えば特定疾患みたいなやつで終わる人は、そのまま終わって何ともなくなりますけれども、本当に例えばリウマチとか、ああいう人たちは皆、身体障害持っています、大体ね。

委員

そんなに漏れとかっていうのは、そこに含まさってくる感じですか？

部会長

こっちに入ってくると思います。

委員

全然特に、難病とかあまり詳しくないもので、どういうふうな疾患で、どういうふうな障害が出てくるかちょっと良く分からなかったものですから。

部会長

本当に稀な疾患ですけれども、リウマチとか、ああいう感じでしたら、殆ど身体基準のほうに入ってくるのではないのでしょうか。

委員

そうですか。分かりました。

部会長

頸椎系の手術する時なんか、そういう更生医療とか、なんとか自立法のありますよね、あれのほうでやるぶんには、身体障害取りますんで。だいたい通っていると思います。

委員

それなら大丈夫です。ありがとうございます。

部会長

多分それで大丈夫だと思います。すみません。あと他にございますか？

委員

就労だったのですけれども、実際の障害者の自立支援審査会なんかでも出てくるのですけれども、実際に支援されているのかどうかってのも出てくるのです。自立支援協議会の中で高等部なんか入っているんだろとは思うのですけれども。出来ればその中で、話題に取り上げてもらって、実際に帯広の中で直ぐ就労継続Bとか、Aであればあれなんですけれども、実際にそれだけの機能があるのかどうか、とか。あるいは帯広市内の中で、どれだけそういう受入れがあるのかとか、そこも調査していかないといけないのであろうな。闇雲にただ就労って言ったって、それだけの力がないのに出来るかどうかという問題もあったり、だからどういう機能を持っているのか、どういう強みを持っているのかというのをもう少し、きちんと本人の理解をしないと、なかなか就労は進んでいかないし、なかなか継続もしない。結局は先ほど事務局から説明があったように、就労BからAってなってきたときに、事業者もいないのは当然なんだろうと思いますね。実際そこまで出来るかどうか。その後を考えたときに、だからBからまた一瞬消えてまたBに戻ってくるとか。そんなケースも多いです。だからその辺は、現状として、受け皿として、足りないのが当然あるのだらうと思うんですけれども、その辺も、自立支援協議会なんかこう提案として出して頂くと凄くいいのにな。なかなか全道域で考えても特別支援学校、高等部から一般就労に結びついている例なんか凄く低いんです。それを考えると、やはり実習なんかもそう。前

の議事録に書いてある、役場なんかで体験実習されているのですけれども、本当に体験実習だけなのかなあつていう、体験させるだけがいいのかどうかと、問題もあるのですけれども、そのためのどういう場所だったら実習可能なのか、実習前のアセスメント、実習中のアセスメント、事後のアセスメントを実施していかないと多分就労には結びついていかないんだろうな、と思うんです。その辺をぜひ、就労を充実させるということであれば、自立支援協議会なんかで、ちょっと出して頂けると良いのかなと。でないと、なかなか学校教育現場って進んでいかないので。一つの例で挙げると、東京都なんかは、高等支援学校はアセスメントツールを強制的に導入しているので。であれば北海道どうかということになるんですけど。道教委とまたその絡みも出てくるとは思うんですけど、できればそういうものが子供にとって必要なんだつていうことも伝えていかないと。そのあとの就労に結びついていかないんだろうなと思うんです。実際、なかなか就労できない方もいらっしゃるのが現状なので、その中で、どういうふうな生活、あるいは作業とかして頂くかつてのは、とって大事な事なので数値の目標としてはそういうふうに掲げていくのが当然、ぼくも望ましい事だと思うので。その辺を充実させていくために、ちょっと問題提起をして頂けると良いかなと思います。

事務局

分かりました。

部会長

今、現実的にはどういう事業者があるか、きちっと分かってるんですか？

事務局

どういう事業者とか、どういう業務をやっているのかつていうのは、おさえてきてはおります。

部会長

どのくらいの受け入れが可能なのかとかは？

委員

実際、その中で利用者からお話を聞くと、それが虐待だつていうのが出てくるんですよ。でも、実際に入ると、抜き打ちかどうかは別にしても、行くという事が分かればそんなことはしないので。実際に利用者の声つていうのは、そういう声が聞こえてくるのでね。本当に、言葉掛けひとつにしたつて心理的虐待になってくるだろうし。いろんな事が出てくるので、そこはもう考えていかなきゃいけないことなんだろうなと。増えれば増えるほどなんだろうと思うんです。

部会長

これ、そういうのに対しての管理監督つていうのは、どこが基本的にやるんですか？事業者に対する。

事務局

基本的に、十勝総合振興局。北海道が指定権者なんで。

部会長

そこら辺のところはうまく動いているかどうかということですね。

委員

そうなんです。増えれば増えるほど、一般の株式会社が出てきたりするんで、そうなった場合には、当然、福祉的理念とかいうものが無い事業者の方もいらっしゃるかもしれないので。そこら辺は、ちょっと考えていかなきゃいけないのかなっていうふうに思います。

部会長

よろしいでしょうか？他にございますか？よろしいですか？それでは、本件につきましては以上で、終わらせて頂きたいと思います。

部会長

議題は以上でございますけれど、何か全体を通じてございますか？よろしいでしょうか？無ければ事務局から何かありましたら、どうぞよろしくをお願いします。

事務局

次回なんですけれども、来年2月の、先ほども親会で連絡ありましたけれども、2月12日木曜日を予定しております。それと、今年、最後の最後までお忙しい中、集まって頂きましてありがとうございました。来年もまた、引き続き、皆様方にはご支援等お願いすることになると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。良いお年を皆様お迎へください。本当にありがとうございました。

委員

お疲れ様でした。

部会長

閉会ということで。以上をもちまして本日の障害者支援部会を閉会致します。どうぞ、お疲れ様でございました。

委員

ありがとうございました。